トラック運送事業者 各位

県内貨物自動車運送事業者 エコタイヤ導入支援事業事務局

エコタイヤ導入支援補助金申請手続きに係る注意事項について(お願い)

標記について、申請に関する注意事項を下記にまとめましたので、申請手続きにおきましてご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、申請につきまして秋田県トラック協会 HP へ要綱及び申請書を掲載しております。必ずご一読頂いた上で書類作成を進めていただきますようお願いいたします。

申請にあたって、お問い合わせが多い内容についてまとめましたので内容をご確認の上、 基本要件や手続き上の制約などを充分にご理解ください。

- ◆不備の場合、書類の受理ができず補助金の交付ができません。 必ず全ての書類をご用意した上で、申請をお願いいたします。
- ■支払いを証する書面の写し(金融機関振込金受取書等)について 領収書は不可です。

金融機関からの振込による支払いが確認できる書類。

振込金受取書やネットバンキングの取引状況照会画面・振込承認結果画面等。 申請者からの振込みであることや、振込先・振込金額・振込指定日が確認できること。 また、請求書の金額と、振込の金額は合致していること。

■手形・小切手で支払った場合

手形・小切手で支払う場合は、証明する書類(手形番号や決済期日が記載された小切手・ 手形半券の控え、当座勘定照合表)の写しが必要です。

回し手形(裏書譲渡手形)による支払いは認められませんので、申請対象外となります。

■販売店との他取引による相殺支払いも申請対象外です

■自動車検査証の写し(電子車検証の場合) 電子車検証には車検証の有効期間、使用の本拠地など記載がない為、A4版の自動車検 査証記録事項の提出をお願いします。

■牽引車の車両総重量について 牽引車の車両総重量は車検証車両総重量欄、括弧内の数値となります。

■振込先口座がわかる通帳等の写しについて

補助金振込先口座が分かる通帳のコピーを提出してください。

当座預金口座を希望する場合で、通帳の写しがご用意いただけない場合の添付書類については事務局までお問い合わせください。

証明する証書を添付いただけない場合は、補助金振込先は普通口座にて申請をお願いします。

お問い合わせ・申請先

〒011-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15番20号 LL 018-864-6611 FAX 018-853-8082

Mail akita-truck.c@ata.or.jp

県内貨物自動車運送事業者エコタイヤ導入支援事業事務局